

令和5年

## 第6回大磯町農業委員会総会会議録

日 時 令和5年6月26日 午後1時30分から

場 所 大磯町役場 本庁舎4階 第2委員会室

### 1 出席委員

1 番 安 池 雅 美

9 番 鈴 木 洋 有

2 番 青 木 貞 治

10 番 吉 川 正

3 番 二 宮 賢 一

11 番 添 田 政 夫

6 番 平 原 則 子

13 番 柳 田 孝

7 番 竹 内 欣 也

15 番 近 藤 剛 司

8 番 石 井 雅 浩

16 番 戸 塚 昭 雄

### 2 欠席委員

5 番 古 正 輝 子 12 番 加 藤 正 和

### 3 遅刻委員

### 4 農地利用最適化推進委員出席者(意見を述べることはできますが議決権はありません)

西 方 敬 吉 川 京 男 柏 木 博 松 本 常 男

### 5 出席事務局員

事務局長 熊 澤 晃

書 記 藤 野 陽 平、久保田 徳人

### 6 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 審議・報告

議案第13号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第14号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画書の決定について

議案第15号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画案について

議案第16号 「令和4年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」(案)について

議案第17号 「令和5年度の目標及びその達成に向けた活動計画」(案)について

報告第1号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について

議長 ただ今の出席委員は１２名で、定足数に達しておりますので令和５年第６回大磯町農業委員会総会は成立いたします。

なお本日、古正輝子委員及び加藤正和委員より欠席の旨の通告がありましたのでご報告いたします。

議長 次に、大磯町農業委員会会議規則第１８条第１項の規定により、１３番柳田孝委員と１５番近藤剛司委員を会議録署名委員として指名いたします。

議長 それでは、本日の議事日程について事務局より朗読と説明をお願いします。

《議事日程の報告》

議長 ただ今の報告について、何か発言ございますか。

《発言なし》

議長 よろしいですか。それでは、以上で議事日程の報告を終わります。

議長 議長 それでは、本日の議題に入ります。日程第２の議案第１３号「農地法第３条の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

なお、議案第１３号２番から６番までは同一の事案であるため、一括で審議いたします。

書記 議案第１３号「農地法第３条の規定による許可申請について」は議案書１ページの１件でございます。場所につきましては総会資料の１ページをご覧ください。

事務局 《議案第１３号１番を朗読・説明》

書記 議案第１３号１番の内容につきましては、町外の非農家が相続した当該農地を耕作することが困難になったため地元の知り合いの農家に売却するものです。地元の農家がい取りすることで農地の有効利用が図られると考えられます。

なお、６月１６日に国府新宿地区担当の石井委員及び事務局で現地確認をしました。

議長 議案第１３号１番につきましては現地確認をお願いした国府新宿地区担当の石井委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

８番委員（石井） ８番の石井です。議案第１３号１番の農地について、６月１６日に私と事務局で現地確認を行いました。

当該農地は露地畑ですが、地元の農家を買うことにより、農地の集積化が図られると考えられます。

議長 ありがとうございました。ただいま説明がありましたように、農地の有効活用が図られるとのことです。

それでは、議案第13号1番について、これより質疑に入ります。意見のある方は挙手をお願いします。

《質疑なし》

議長 質疑がないようですので、議案第13号1番について、原案とおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

《挙手》

議長 賛成者全員により、議案第13号1番は原案とおり決定いたしました。

議長 次に議案第14号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」を議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

書記 議案第14号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定」につきましては、議案書3ページの3件でございます。場所につきましては総会資料の2ページから4ページをご覧ください。

大磯町長より令和5年6月16日付けで農用地利用集積計画の決定を求められています。

最初に1番について説明します。

事務局 《議案第14号1番を朗読・説明》

書記 議案第14号1番の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしています。

当該農地は町外の非農家が大磯町に新規参入した法人に貸している農地で、今回で2回目の再設定を行うものです。

なお、6月16日に西小磯地区担当の添田委員と事務局で現地確認を行いました。

議長 では、現地確認をお願いした西小磯地区担当の添田委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

11番委員（添田） 11番の添田です。議案第14号1番の農地について、6月16日

に私と事務局で現地確認を行いました。

当該農地は、町外の非農家が相続した畑で、法人が農地を継続的に借りることで農地の遊休化防止が図られると考えられます。

議長 ありがとうございました。ただいま説明がありましたように、農地の遊休化防止が図られるとのことです。

議長 では、議案第14号1番について、これより質疑に入ります。意見のある方は挙手をお願いします。

《質疑なし》

議長 質疑がないようですので、議案第14号1番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

《挙 手》

議長 賛成者全員により、議案第14号1番は原案のとおり決定いたしました。

議長 次に議案第14号2番について事務局より説明をお願いします。

事務局 《議案第14号2番を朗読・説明》

書記 議案第14号2番の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしています。

当該農地は町内のNPO法人が借りている農地で、今回で2回目の再設定を行うものです。

なお、6月16日に西小磯地区担当の添田委員と事務局で現地確認を行いました。

議長 では、現地確認をお願いした西小磯地区担当の添田委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

11番委員（添田） 11番の添田です。議案第14号2番の農地について、6月16日に私と事務局で現地確認を行いました。

当該農地は、酒米と露地野菜の栽培に利用され、法人が農地を継続的に借りることで農地の遊休化防止が図られると考えられます。

議長 ありがとうございました。ただいま説明がありましたように、農地の遊休化防止が図られるとのことです。

議長 では、議案第14号2番について、これより質疑に入ります。意見のある方は挙手をお願いします。

《質疑なし》

議長 質疑がないようですので、議案第14号2番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

《挙 手》

議長 賛成者全員により、議案第14号2番は原案のとおり決定いたしました。

議長 次に議案第14号3番について事務局より説明をお願いします。

事務局 《議案第14号3番を朗読・説明》

書記 議案第14号3番の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしています。

当該農地は農地中間管理制度により農業サポーターが借りていた畑で、サポート終了後に町外の法人が神奈川県農業会議から借りている農地で、今回で1回目の再設定となります。

なお、6月16日に生沢地区担当の竹内委員と事務局で現地確認を行いました。

議長 では、現地確認をお願いした生沢地区担当の竹内委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

7番委員（竹内） 7番の竹内です。議案第14号3番の農地について、6月16日に私と事務局で現地確認を行いました。

当該農地を法人が継続的に借りることで農地の遊休化防止が図られると考えられます。

議長 ありがとうございました。ただいま説明がありましたように、農地の遊休化防止が図られるとのことです。

議長 では、議案第14号3番について、これより質疑に入ります。意見のある方は挙手をお願いします。

《質疑なし》

議長 質疑がないようですので、議案第14号3番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

《挙 手》

議長 賛成者全員により、議案第14号3番は原案のとおり決定いたしました。

議長 以上で議案第14号のすべての審議が終了しました。  
なお、本議案の決定事項は町長に通知いたします。

議長 次に議案第15号「農用地利用集積等促進計画案について」を議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

書記 議案第15号1番につきましては、議案書5ページの1件です。場所につきましては総会資料の5ページをご覧ください。大磯町長より令和5年6月16日付けで「農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）」に基づく農用地利用集積等促進計画案について意見を求められています。

事務局 《議案第15号1番を朗読》

書記 借り手の方は、平成31年に大磯町に就農した町外の農家で、現在は研修生の育成も行っています。

当該農地は町内の法人が農地中間管理制度を利用して神奈川県農業公社から20年契約で借りていましたが、法人の解散に伴い合意解約されて、現在は神奈川県農業会議が管理している農地です。合意解約後は遊休農地となっていました。農地を借りることで遊休化防止と担い手の育成が図られると考えられます。

なお、6月16日に生沢地区担当の竹内委員及び事務局で現地確認を行っています。

議長 ありがとうございました。議案第15号1番につきましては、現地確認をお願いした生沢地区担当の竹内委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

7番委員（竹内） 7番竹内です。議案第15号1番の農地について、6月16日に私と事務局で現地確認を行いました。

当該農地は、遊休農地となっていました。農家が借りることで農地の遊休化防止と担い手の育成が図られると考えられます。

議長 ありがとうございました。ただいま説明がありましたように、借り手はであり、農地の遊休化防止と担い手の育成が図られるとのことです。

これより、質疑に入ります。意見のある方は挙手をお願いします。

《意見なし》

議長 意見がないようですので、農用地利用集積等促進計画案について出されました意見は取りまとめたうえで大磯町長に報告します。

議長 それでは次に、議案第16号「令和4年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」（案）について議題に供します。事務局より議案の朗読をお願いします。

書記 議案第16号「令和4年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」（案）について説明いたします。項目ごとに順次説明いたしますので議案書の6ページから13ページをご覧ください。

事務局 《議案第16号を朗読・説明》

書記 この点検・評価は、国の「農業委員会事務の実施状況等の公表について」の通知に基づき作成しました。「令和4年度の目標及びその達成に向けた活動計画」における各々の項目に対する達成度について、点検結果及び評価について取りまとめて公表を行うとともに国に報告を行うものです。

議長 ありがとうございます。ただいま説明がありましたように、国の通知に基づいて毎年、点検結果及び評価について作成・公表及び報告を行っていくとのことです。これより、質疑にはいります。意見のある方は挙手をお願いします。

《質疑なし》

議長 質疑がないようですので、議案第16号については、（意見のありました項目を修正の上、）原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

《挙手》

議長 賛成者全員により、議案第16号は原案のとおり（原案を修正したものを）決定いたしました。

議長 それでは、次に議案第17号「令和5年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）」についてを議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

書記 議案第17号「令和5年度の目標及びその達成に向けた活動計画」（案）について説

明いたします。項目ごとに順次説明いたしますので議案書 14 ページから 16 ページをご覧ください。

事務局

《議案第 17 号を朗読・説明》

書記 この計画は、議案第 16 号と同様に国の通知に基づき、今年度の農業委員会の活動計画について作成し、公表を行うとともに国に報告を行うものです。

議長 ありがとうございます。ただいま説明がありましたように、国の通知に基づいて毎年、活動計画を作成・公表及び報告を行っていくとのことです。

これより、質疑に入ります。意見のある方は挙手をお願いします。

《質疑なし》

議長 質疑がないようですので、議案第 17 号について（意見のありました項目を修正の上、）決定事項とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

《挙 手》

議長 賛成者全員により、原案のとおり（原案を修正したものを）決定いたしました。

議長 次に、報告第 1 号「農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出」について、事務局より朗読と説明をお願いします。

書記 報告第 1 号「農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出」につきましては、議案書 17 ページの 2 件でございます。場所につきましては、総会資料の 6 ページと 7 ページをご覧ください。

事務局

《報告第 1 号 1 番と 2 番を朗読》

書記 報告第 1 号 1 番と 2 番の内容については記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理いたしました。

議長 ただ今の報告第 1 号 1 番と 2 番について、発言がある方は挙手をお願いします。

《意見なし》

議長 よろしいですか。特に発言がないようですので、以上で報告第 1 号を終わります。

議長 次に、報告第2号1番と2番「農地法第18条第6項の規定による通知」について、事務局より朗読と説明をお願いします。

書記 報告第2号1番と2番「農地法第18条第6項の規定による通知」につきましては、議案書18ページの2件でございます。場所につきましては、総会資料の8ページと9ページをご覧ください。

事務局 《報告第2号1番と2番を朗読》

書記 報告第2号1番と2番につきましては、農地に係る賃貸借契約の合意解約についての通知で、期間満了前に解約により農地を賃借人に引き渡すこととなる日より前6カ月以内に成立した合意であって、その旨が署名により明らかな場合、30日以内に農業委員会に通知することにより農地法第18条の許可を受けなくても解約ができます。内容につきましては記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので書類を受理いたしました。

議長 ただ今の報告第2号1番と2番について、発言がある方は挙手をお願いします。

《意見なし》

議長 よろしいですか。特に発言がないようですので、以上で報告第2号を終わります

議長 以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。この際、その他の件について、委員からご発言があれば挙手をお願いいたします。

《発言なし》

議長 よろしいですか。それでは以上をもちまして令和5年第6回大磯町農業委員会総会を閉会いたします。

(午後2時10分)